



報道関係各位	発信年月日	令和7年4月25日	送付枚数 (本紙含む)	1枚
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
総務部税務課	大井 康司	固定資産税係長 光永 正志	(0836) 82-1127	

件名	固定資産税及び都市計画税に係る課税誤りについて
----	--------------------------------

内 容

下記の通り賦課誤りが判明しましたので、公表します。

1. 概要

令和7年度固定資産税及び都市計画税の賦課作業中に地方税法に基づく非課税及び住宅用地特例を適用していない土地があることが発覚しました。

2. 課税誤りの詳細及び筆数

- 地方税法等に規定する社会福祉法人等が運営する通所介護（デイサービス）の用に供する土地について、非課税の適用を行っていなかったもの 2筆
 - グループホームや有料老人ホーム等、一定の居室を有する介護施設が建築されている土地について、住宅用地特例の適用を行っていなかったもの 10筆
- 合計 12筆

3. 原因

土地と家屋の担当者間での連携不足及び関係法令等の認識不足によるものです。

4. 対応及び影響額

当該土地所有者には、連絡、訪問して謝罪と経緯の説明を行いました。賦課誤りの期間は最大で22年間に及ぶ事例もありますが、令和2年度～令和6年度の5年間については、地方税法に基づき還付し、それ以前の期間（平成17年度～平成31年度）にまで及ぶ場合は、本市が定めている要綱に基づき返還します（最大20年間）。なお、金額は還付加算金等を含んだものです。

- 地方税法に基づく還付金 3,567,800円
 - 本市要綱に基づく返還金 7,353,600円
- 合計 10,921,400円

5. 再発防止策

定期的に関係法令等の認識をすり合わせ誤認識解消を徹底するとともに、福祉関係課とも連携し、非課税及び特例適用の把握を行い、税務行政の適正な執行に努めてまいります。